

全福連発第 39 号
平成 27 年 1 月 26 日

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための
ワーキンググループ構成員各位

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 本條 義和

意 見 書

障害者総合支援法の見直しに向けて、次の事項の検討をお願いします。

1. 「障害者」の定義を明記すること。障害者基本法等と同じ定義を明記する。
2. 社会モデルへの転換を図ること。「障害」を医学モデルあるいは個人の因子のみに着目するのではなく、環境自体が障害の原因となっている場合があることを認識すること。
3. 制度設計は、障害者自身とその家族が中心となって行うこと。障害者では手帳を持っていなくても障害等が理由とされ自由な意思や選択権が抑制（機会の平等の制限を含む）されている人をすべて含むようにしなければならない。家族は障害者には位置づけられていないが、現実には生活をしづらくされている。（障害者とその家族は **Nothing about us without us** の us にあたる）
4. 就労では、従来の作業所等での訓練で能力を高めてから徐々に企業等に就労させるやり方を改め、最初から企業内でジョブコーチが付いて仕事に慣れるやり方にすること。企業の負担が大きくなるよう行政が企業を支援する。
5. 教育において、障害についての理解を深める啓発を行うこと。障害児だけでなく、すべての児童・生徒に対する教育、及び教員の研修、社会教育、家庭教育を進める。
6. 高齢障害者への支援を取り入れること。
7. 障害者が含まれる世帯では、その家族全体を訪問して支援すること。障害者総合支援法とは別に「家族支援法」を制定する。

以上